

# 令和7年度 人事院健康専門委員会議

令和8年2月17日(火)

13:30～15:30

(オンライン開催)

## 議 事 次 第

○ 開 会

○ 議 事

1 報告事項：

令和7年度の国家公務員組織における健康管理体制の現状、課題、今後の取組 等

○ 閉 会

## 配 付 資 料

- 資料 1 令和 7 年度 人事院健康専門委員名簿
- 資料 2 国家公務員の職場における健康管理の現状、人事院の取組

以 上

(資料1)

## 人事院健康専門委員名簿

令和8年2月17日

氏名（五十音順）	所 属 等
いしざか ゆうこ子 石坂裕子	参議院議員医務室／（株）日本設計 産業医
えんどう もとき樹 遠藤源樹	一般社団法人東京産業医学情報センター 所長 獨協医科大学 衛生学公衆衛生学講座 准教授
おかざき ひろこ子 岡崎浩子	三井化学株式会社 本社健康管理室 副室長
かこが わ純 水主川純	東京女子医科大学産婦人科学講座 産科学分野 教授・基幹分野長
かつまた はまこ子 勝又浜子	公益社団法人日本看護協会 副会長
かわい けんすけ介 川合謙介	自治医科大学附属病院 病院長
こやま ふみひこ彦 小山文彦	東邦大学医療センター佐倉病院 産業精神保健・職場復帰支援センター長・教授
さいとう としこ子 斎藤トシ子	新潟医療福祉大学名誉教授 新潟大学大学院医歯学総合研究科 客員研究員
さとう きょうこ子 佐藤恭子	大阪公立大学大学院医学研究科 都市医学講座産業医学 准教授
すぎお ゆういちろう郎 杉尾雄一郎	関東労災病院耳鼻咽喉科・頭頸部外科部長
せき ゆかこ子 関由賀子	三菱電機本社健康増進センター 産業医
たけばやし とおる亨 武林亨	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
ちば かずひろ裕 千葉一裕	医療法人財団順和会山王病院整形外科 上席部長 国際医療福祉大学臨床医学研究センター 教授
ひろい ゆきお雄 廣井透雄	国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター 副院長・循環器内科診療科長
ほそがね なおぶみ文 細金直文	杏林大学医学部整形外科学 教授
ほり じゅんこ子 堀純子	日本医科大学眼科学分野教授 日本医科大学多摩永山病院眼科部長
ほりぐち ひょうごう剛 堀口兵剛	北里大学医学部衛生学教授
ますも ひさし志 増茂尚志	特定医療法人恵会 皆藤病院 副院長
もりなが けんじ二 森永謙二	独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部顧問医師
よしやま たかし崇 吉山崇	公益財団法人結核予防会 複十字病院 副院長
わたなべ こういちろう郎 渡邊衡一郎	杏林大学医学部精神神経科学教室教授

令和8年2月17日(火)

令和7年度健康専門委員会議

資料2

# 国家公務員の職場における 健康管理の現状、人事院の取組

人事院職員福祉局職員福祉課  
健康安全対策推進室

公務員を元気に 国民を幸せに

# 目次

**1** 審議事項：会議の進め方

---

2 報告事項：事務局説明

---

3 意見交換

---

# 審議事項：会議の進め方

今回の「健康専門委員会会議」は、次のように進めることとしたいがよろしいか。

1. 国家公務員の職場における、次の内容について事務局より説明を行う。
  - 現状(災害の発生状況や健康診断の実施状況等)
  - 健康管理体制の整備充実に向けた取組
  - 健康相談窓口の活用
2. 事務局説明の後、次の内容に関して委員より広範に御意見をいただく。
  - 職員の健康管理の現状についてどのように考えるか。
  - 国家公務員の職場において取り組んでいる職員の健康管理対策についてどのように考えるか。

※ 「心の健康づくり指導委員会」を健康専門委員会会議とは別に設置し、職員の心の健康の保持、増進のために、人事院及び各府省が取り組むべき施策について専門家の意見を聴取している。
3. 議事要旨及び資料等は、原則公開とする。ただし、特定の府省名・部局名・個人名などについては、事務局の判断で適宜、マスクなどをする場合がある。

# 目次

1 審議事項:会議の進め方

---

**2 報告事項:事務局説明**

---

3 意見交換

---

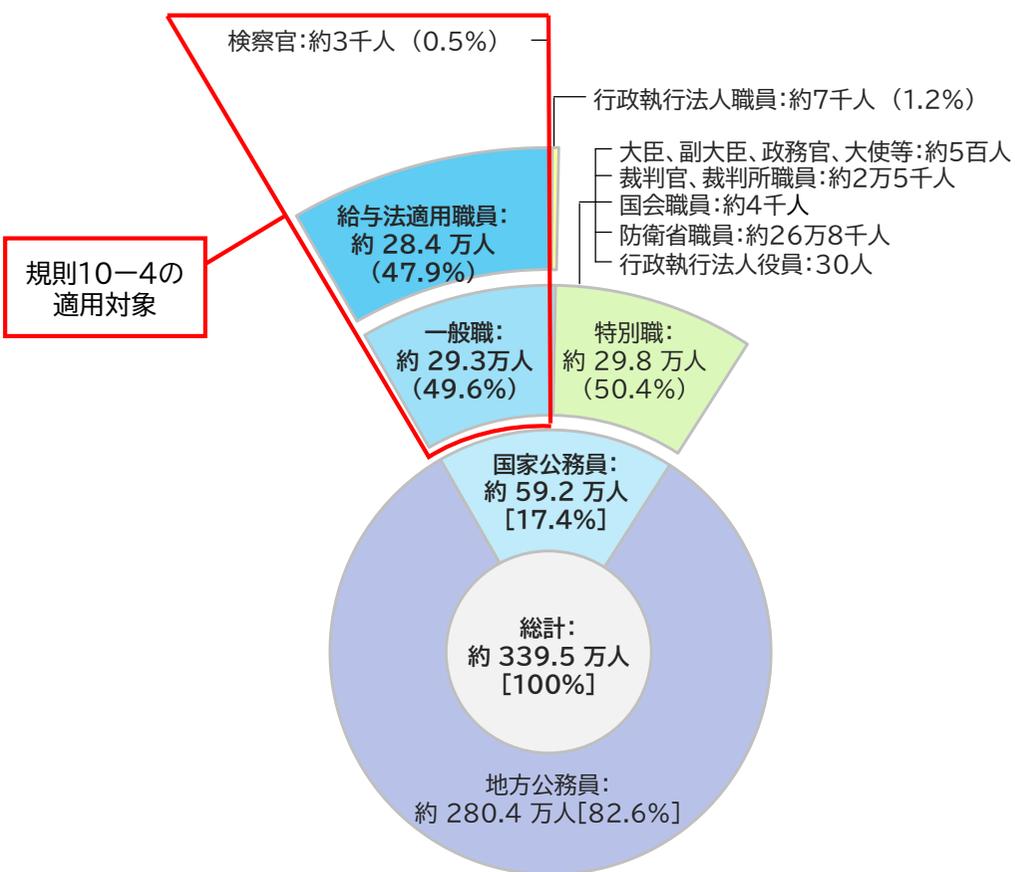
現状

# 【一般職国家公務員の在職状況】①組織と職員数

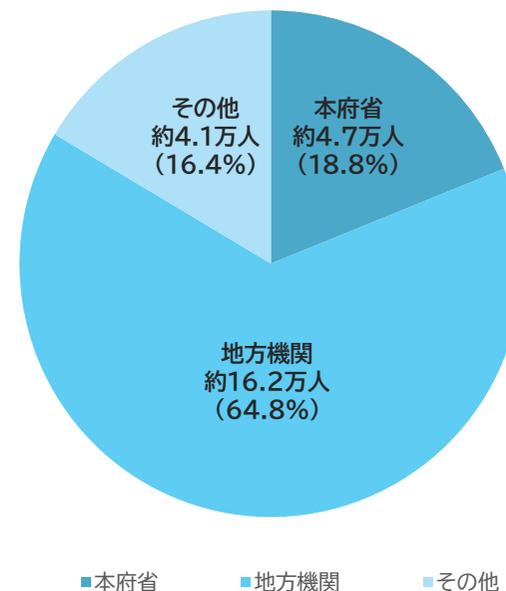
➤ 人事院規則10-4は、一般職の国家公務員を対象としている

## 【一般職の国家公務員】人事院の健康安全施策の対象となる職員

I. 国家公務員の種類と数(令和7年度)



II. 給与法適用職員の本府省・地方機関別の人数(令和6年4月1日現在)



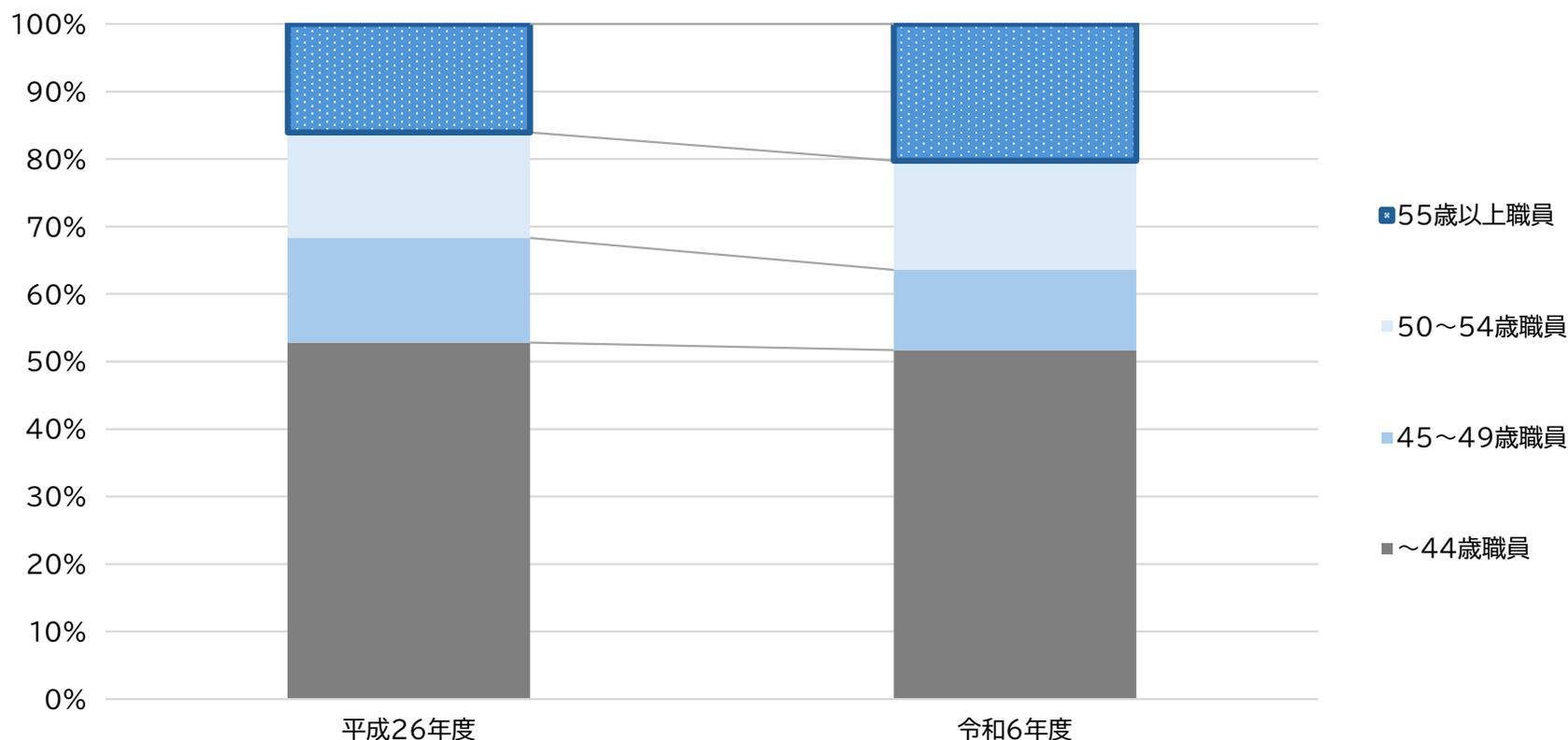
1. 図Iの国家公務員数は、令和7年度末予算定員である。ただし、行政執行法人については、「令和6年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(内閣官房内閣人事局)及び「令和7年行政執行法人の常勤職員数に関する報告」(総務省)における常勤役員数と常勤職員数である。また、図Iの地方公務員数は、「令和5年4月1日地方公務員給与実態調査結果」(総務省)における一般職に属する地方公務員数である。  
 2. 図IIの「その他」には、例えば、研究所、大学校、刑務所などがある。  
 3. 図I・IIの数値は、端数処理の関係で合致しない場合がある。  
 4. 図IIの給与法適用職員数は、「令和6年国家公務員給与等実態調査」(人事院)における給与法適用職員数である。同調査は再任用職員等を含まないため、図Iの給与法適用職員数とは合致しない。

# 【一般職国家公務員の在職状況】②年齢別在職状況

➤ 職員の年齢構成が広がり、高齢層の職員が増加している。

## 【一般職の国家公務員】年代別在職割合の比較(平成26年度・令和6年度)

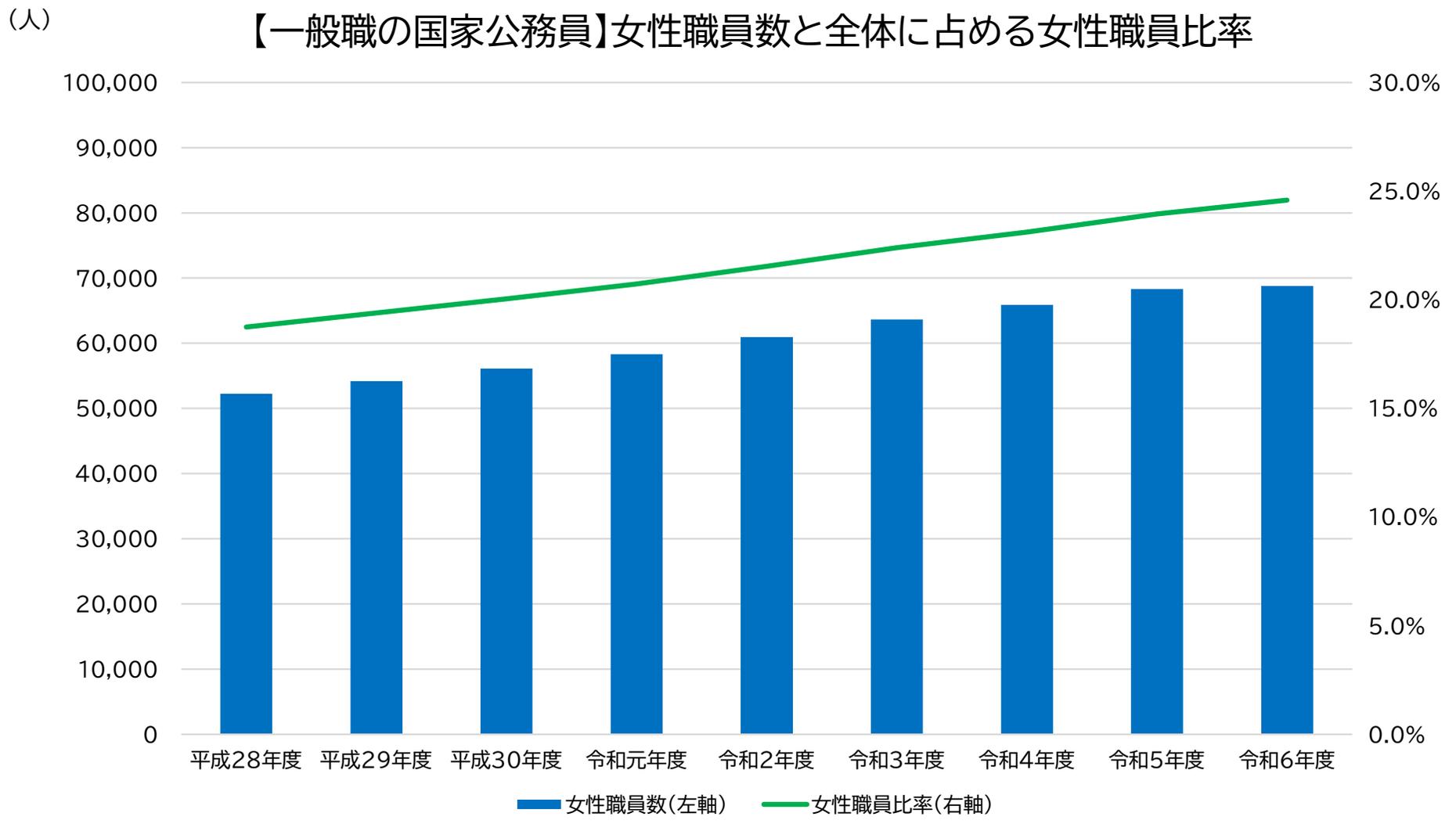
	平成26年度	令和6年度
55歳以上職員比率	16.1%	20.0%
50歳以上職員比率	31.7%	36.2%
45歳以上職員比率	47.2%	48.0%
44歳以下職員比率	52.8%	52.0%



(出典)人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」より作成(給与法適用職員を集計)

# 【一般職国家公務員の在職状況】③女性職員の在職状況

➤ 女性職員は、数も、占める割合も上昇している。

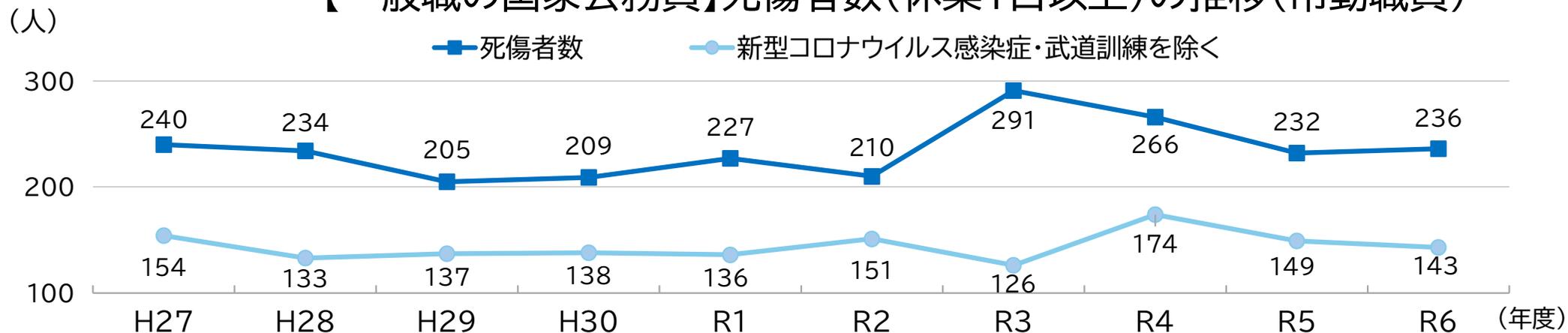


(出典)人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」より作成

# 【職場における災害の発生状況】①死傷者数の推移

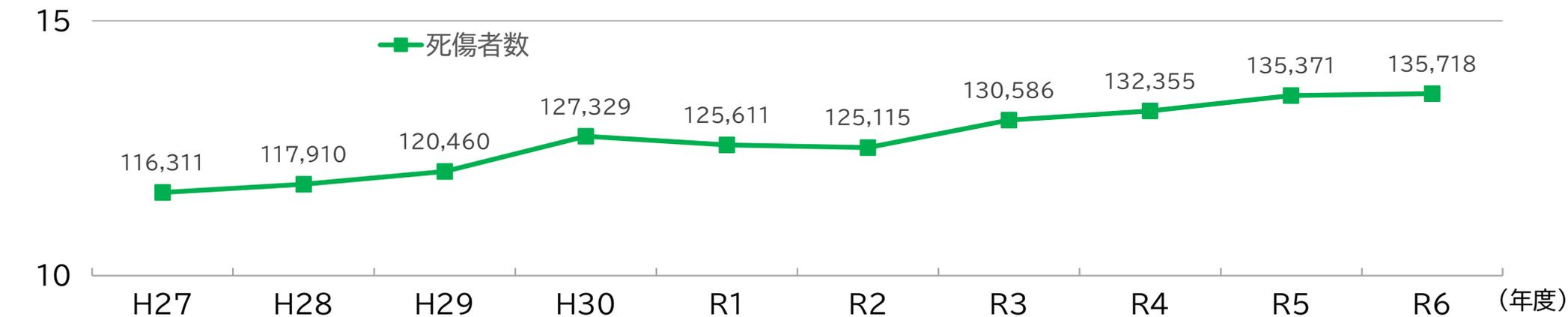
- 一般職の国家公務員(常勤職員)の災害による死傷者数は、近年小幅な増減を繰り返しており、2025年度(令和6年度)は236人(前年度232人)で、前年度に比べ4人増加していた。
- 民間労働者の労働災害による死傷者数は上昇傾向である。

## 【一般職の国家公務員】死傷者数(休業1日以上)の推移(常勤職員)



出典: 人事院「災害報告」(一般職の国家公務員を対象)

## (参考)【民間労働者】死傷者数(休業4日以上)の推移



(注) 新型コロナウイルス感染症によるり患によるものは除く。

出典: 厚生労働省「労働者死傷病報告」

# 【職場における災害の発生状況】②死亡者数の推移

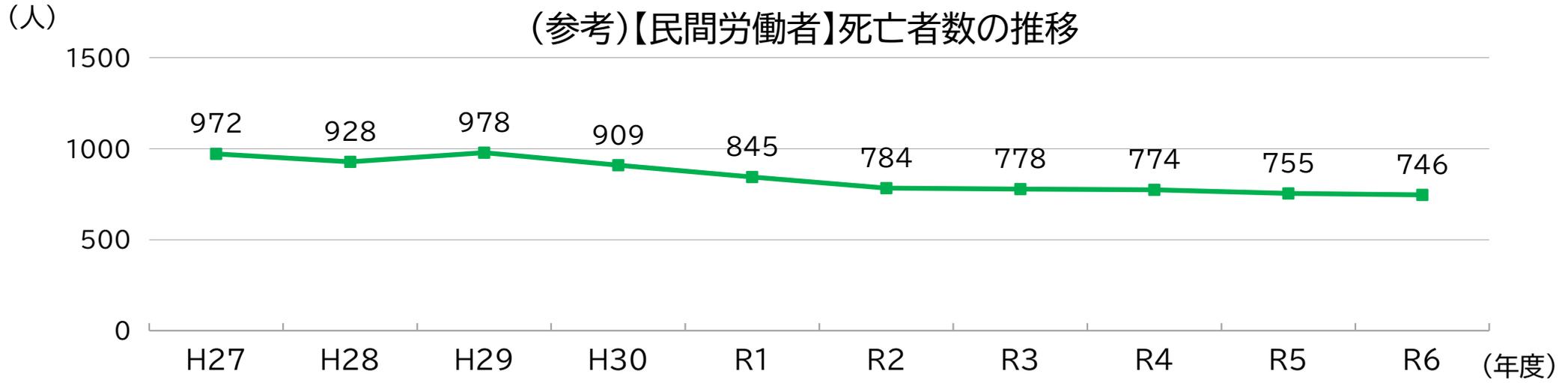
- 一般職の国家公務員(常勤職員)の災害による死亡者数は、近年小幅な増減を繰り返しており、2025年度(令和6年度)の死亡者は0人(前年度6人)であった。
- 民間労働者の労働災害による死亡者数は、緩やかに減少傾向である。

【一般職の国家公務員】死亡者数の推移(常勤職員)



出典: 人事院「災害報告」(一般職の国家公務員を対象)

(参考)【民間労働者】死亡者数の推移



(注) 新型コロナウイルス感染症によるり患によるものは除く。  
出典: 厚生労働省「労働災害発生状況」

# 【健康診断の実施状況】用語の説明:指導区分(医療の面)該当者

人事院規則に基づく健康診断報告では、

- 健康診断を実施した医師の意見を踏まえた健康管理医の判断による指導区分(医療の面)が決定された者を報告させている。
- 検査項目ごとに指導区分(医療の面)該当者数のみ把握しており、健康診断を通じて一項目でも指導区分(医療の面)に該当した職員の数把握していない。

人事院規則に基づく健康診断報告 〔医師の意見を踏まえた健康管理医の判断により決定〕	(参考)労働安全衛生法に基づく 定期健康診断結果報告 〔医師の判定〕	判定区分 (参考例: 日本人間ドッグ・予防医療学会 判定区分 2024年度版)
指導区分の決定なし	所見なし	A:異常なし
指導区分「医療の面3」 医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	「有所見」 何らかの異常の所見が認められたことをいう。	B:軽度異常
指導区分「医療の面2」 定期的に医師の観察指導を必要とするもの		C:要再検査・生活改善
指導区分「医療の面1」 医師による直接の医療行為を必要とするもの		D:要精密検査・治療 E:治療中

**報告の対象**

# 【健康診断の実施状況】一般定期健康診断の実施状況(令和6年度)

検査項目	年齢区分	対象職員数 (人)	受診実人員 (人)	受診率 (%)	精密検査対象者		指導区分(医療の面)該当者	
					対象者数(人)	対象者率(%)	該当者数(人)	該当者率(%)
					A	B	B/A	C
胸部X線 検査	40歳以上	177,522	165,970	93.5	2,203	1.3	4,480	1.7
	40歳未満	111,630	101,676	91.1	392	0.4		
喀痰細胞診	40歳以上	12,719	11,233	88.3	74	0.7	193	1.7
	40歳未満	518	364	70.3	1	0.3		
血圧測定	全職員	294,735	277,084	94.0	8,538	3.1	23,108	8.3
血糖検査	35歳・40歳以上	182,734	171,924	94.1	4,709	2.7	13,533	5.6
	35歳未満・36～39歳	112,001	71,137	63.5	393	0.6		
尿検査(蛋白)	全職員	294,735	276,769	93.9	2,432	0.9	4,809	1.7
尿検査(糖)	全職員	294,735	276,764	93.9	2,167	0.8	4,635	1.7
心電図検査	35歳・40歳以上	182,734	171,944	94.1	2,709	1.6	6,794	3.3
	35歳未満・36～39歳	112,001	31,638	28.2	205	0.6		

(注)1 各検査項目の年齢区分欄の上段は、人事院規則10-4運用通知別表第4で定められた対象者を示す。ただし、胸部X線検査(40歳未満)、喀痰細胞診については、医師が必要でないとする者を除く。血糖検査及び心電図検査の年齢区分の下段(35歳未満・36～39歳)の受診実人員については、本人の希望による受診者を示す。

2 精密検査対象者は、健康診断を行った医師等が精密検査(人事院規則10-4運用通知別表第4第12項の検査)を受診するよう指示した者を示す。指導区分(医療の面)該当者は、健康診断等の結果を受けて健康管理医が要医療(人事院規則10-4別表第4の指導区分欄の「医療の面1」)又は要観察(同「医療の面2」)の指導区分に判定した者を示す。

出典：人事院「健康診断報告」(一般職の国家公務員を対象)

# 【健康診断の実施状況】一般定期健康診断の実施状況(令和6年度)

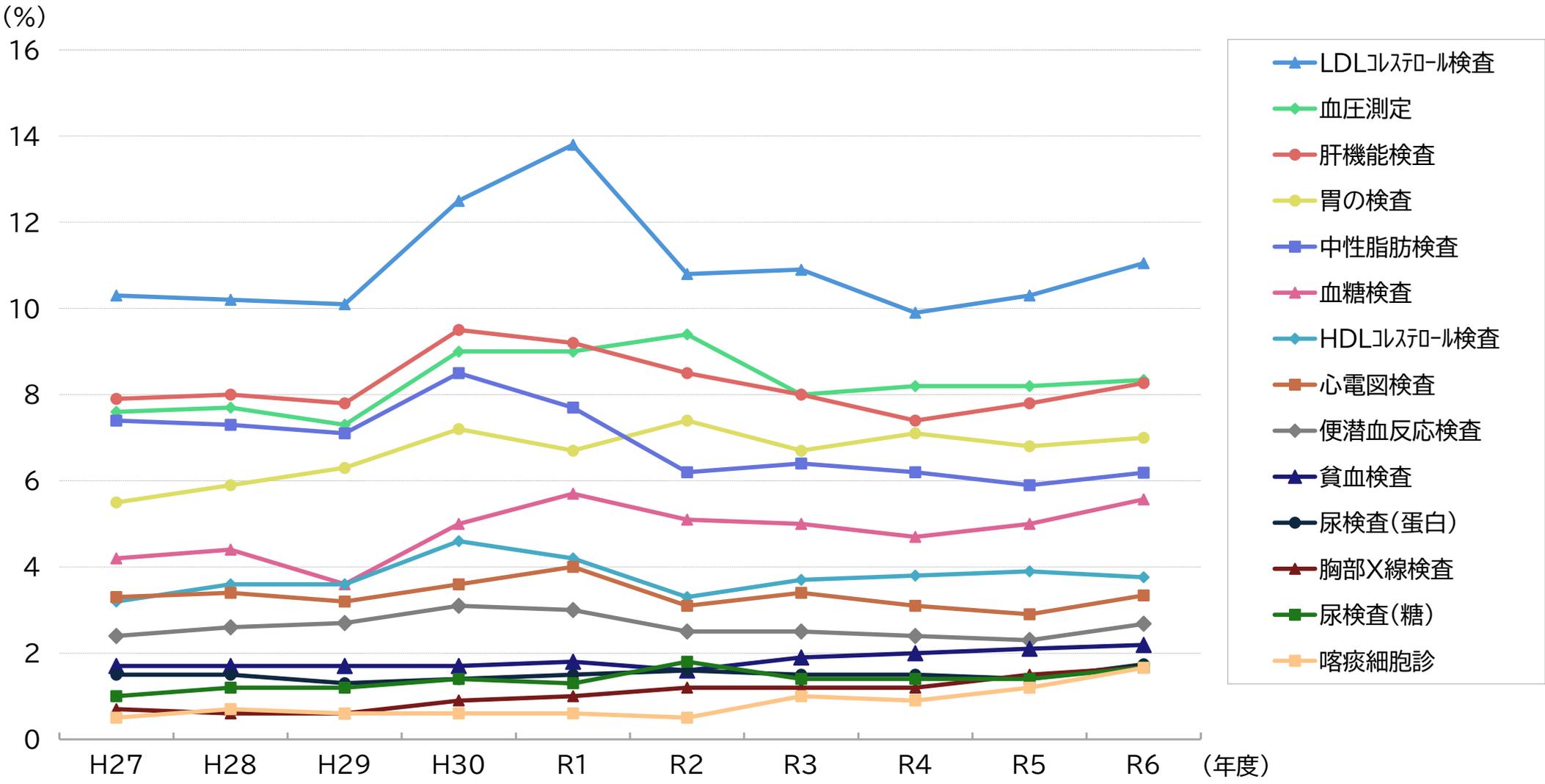
検査項目	年齢区分	対象職員数 (人)	受診実人員 (人)	受診率 (%)	精密検査対象者		指導区分(医療の面)該当者	
					対象者数(人)	対象者率(%)	該当者数(人)	該当者率(%)
					A	B	B/A	C
LDLコレステロール検査	35歳・40歳以上	182,734	171,983	94.1	7,149	4.2	26,878	11.0
	35歳未満・36～39歳	112,001	71,294	63.7	2,032	2.9		
HDLコレステロール検査	35歳・40歳以上	182,734	171,981	94.1	2,263	1.3	9,143	3.8
	35歳未満・36～39歳	112,001	71,269	63.6	877	1.2		
中性脂肪検査	35歳・40歳以上	182,734	171,983	94.1	4,139	2.4	15,059	6.2
	35歳未満・36～39歳	112,001	71,293	63.7	1,249	1.8		
貧血検査	35歳・40歳以上	182,734	171,957	94.1	2,355	1.4	5,309	2.2
	35歳未満・36～39歳	112,001	70,940	63.3	873	1.2		
胃の検査	50歳以上	100,414	89,367	89.0	2,318	2.6	10,326	7.0
	50歳未満	194,321	58,078	29.9	982	1.7		
肝機能検査	35歳・40歳以上	182,734	171,969	94.1	10,821	6.3	19,983	8.3
	35歳未満・36～39歳	112,001	69,601	62.1	3,686	5.3		
便潜血反応検査	40歳以上	177,522	161,510	91.0	5,845	3.6	4,841	2.7
	40歳未満	117,213	19,366	16.5	537	2.8		

(注)1 各検査項目の年齢区分欄の上段は、人事院規則10-4運用通知別表第4で定められた対象者を示す。LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査の年齢区分の下段(35歳未満・35歳未満・36～39歳)、胃の検査(50歳未満)及び便潜血反応検査(40歳未満)の受診実人員については、本人の希望による受診者を示す。

2 精密検査対象者は、健康診断を行った医師等が精密検査(人事院規則10-4運用通知別表第4第12項の検査)を受診するよう指示した者を示す。指導区分(医療の面)該当者は、健康診断等の結果を受けて健康管理医が要医療(人事院規則10-4別表第4の指導区分欄の「医療の面1」)又は要観察(同「医療の面2」)の指導区分に判定した者を示す。

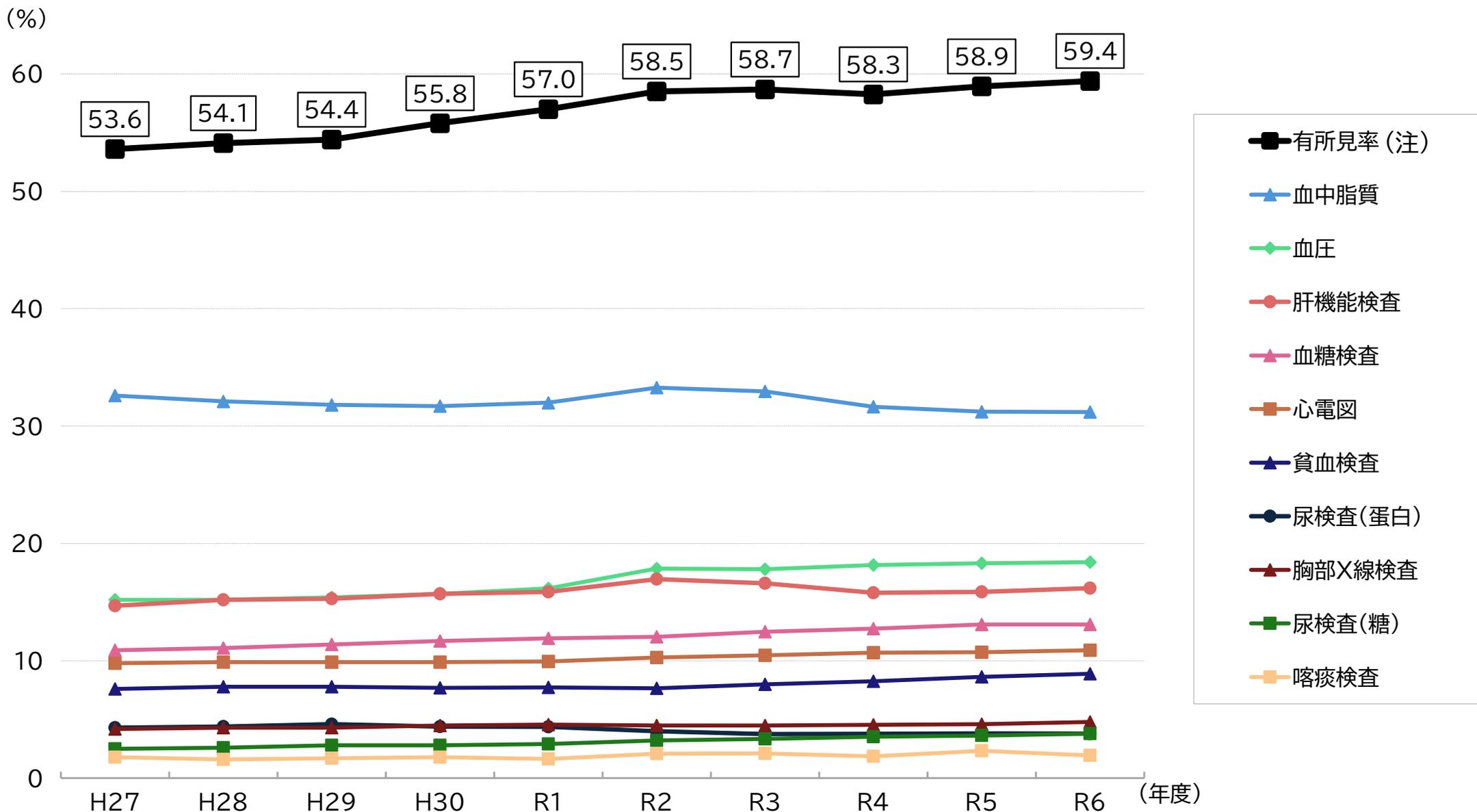
# 【健康診断の実施状況】一般定期健康診断結果の指導区分(医療の面)該当者率の推移

➤ 指導区分(医療の面1又は医療の面2)に該当した者は、各検査項目でいずれも概ね横ばいであり、一貫してLDLコレステロール検査による該当者率が最も高くなっている。



出典: 人事院「健康診断報告」(一般職の国家公務員を対象)

# <参考> 民間労働者の一般定期健康診断結果の有所見率等の推移



(注)有所見率:各検査項目のうち一項目でも有所見と判定された者の比率

# 【健康診断の実施状況】特別定期健康診断の実施状況(令和6年度)①

業務名	対象者数 (人)	受診実人員 (人)	受診率 (%)	精密検査対象者		指導区分(医療の面)該当者		受診延人数 (人)	2回受診者 (推計) (人) <small>(注)</small>	2回受診率 (推計) (%) <small>(B-(B×2-E))/A</small>	
				対象者数 (人)	対象者率 (%)	該当者数 (人)	該当者率 (%)				
				A	B	B/A	C				C/B
総 数	41,273	39,609	96.0	849	2.1	1,264	3.2	77,247	36,487	88.4	
規則別表 第2の業務	第1号 有害物質取扱い業務	3,265	2,988	91.5	95	3.2	54	1.8	5,676	2,688	82.3
	第2号 紫外線等にさらされる業務	49	38	77.6	1	2.6	2	5.3	71	33	67.3
	第3号 粉じん業務	258	218	84.5	1	0.5	3	1.4	411	193	74.8
	第4号 病原体取扱い業務	2,187	2,054	93.9	10	0.5	73	3.6	3,842	1,788	81.8
	第5号 工具等使用の振動業務	61	61	100.0					105	44	72.1
	第6号 暑熱業務	76	75	98.7					141	66	86.8
	第7号 寒冷業務	6	6	100.0	4	66.7			12	6	100.0
	第8号 異常気圧下業務	513	511	99.6	3	0.6			940	429	83.6
	第10号 騒音業務	2,993	2,929	97.9	9	0.3	5	0.2	5,291	2,362	78.9
	第12号 超音波業務										
規則別表 第3の業務	第2号 放射線業務	2,461	2,388	97.0	50	2.1	30	1.3	4,616	2,228	90.5
	第3号 せん孔・タイプ等の業務	80	64	80.0					97	33	41.3
	第4号 あん摩・マッサージ等の業務	145	141	97.2					271	130	89.7
	第5号 重量物取扱い業務	994	924	93.0	43	4.7	44	4.8	1,766	842	84.7
	第6号 深夜業務	21,628	20,859	96.4	527	2.5	806	3.9	40,265	19,406	89.7
	第7号 自動車運転業務	4,408	4,270	96.9	96	2.2	239	5.6	8,426	4,156	94.3
	第8号 調理・配ぜん業務	1,709	1,676	98.1	3	0.2	7	0.4	4,492	1,676	98.1
	第9号 計器監視等の業務	440	407	92.5	7	1.7	1	0.2	825	407	92.5

(空白欄は該当者がいないことを示す)

(注) 2回受診者(推計):受診実人員を2倍した数値と受診延人数の差を1回のみ受診した者と仮定して、2回受診した者を推計したもの。  
 ※特別定期健康診断は6月につき少なくとも1回受診することとなっている(人事院規則10-4運用規則第19条及び第20条関係)

# 【健康診断の実施状況】特別定期健康診断の実施状況②

## 特別定期健康診断を必要とする業務の例

### ➤ 有害物質取扱い業務

有害な物質(規則別表第2で具体的に列挙)を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

検査の項目:業務歴の調査、作業条件の簡易な調査、該当する化合物による既往歴の有無の検査、自覚症状等の検査、尿中の潜血及び蛋白の有無の検査、皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査等

当該業務を扱う主な府省:厚生労働省(1,060人)、財務省(308人)、法務省(297人)

民間の状況:特定化学物質業務等、有害物質の取り扱いに係る労働者の有所見率は2.1%(厚生労働省「特殊健康診断結果調」より)。

### ➤ 深夜業務

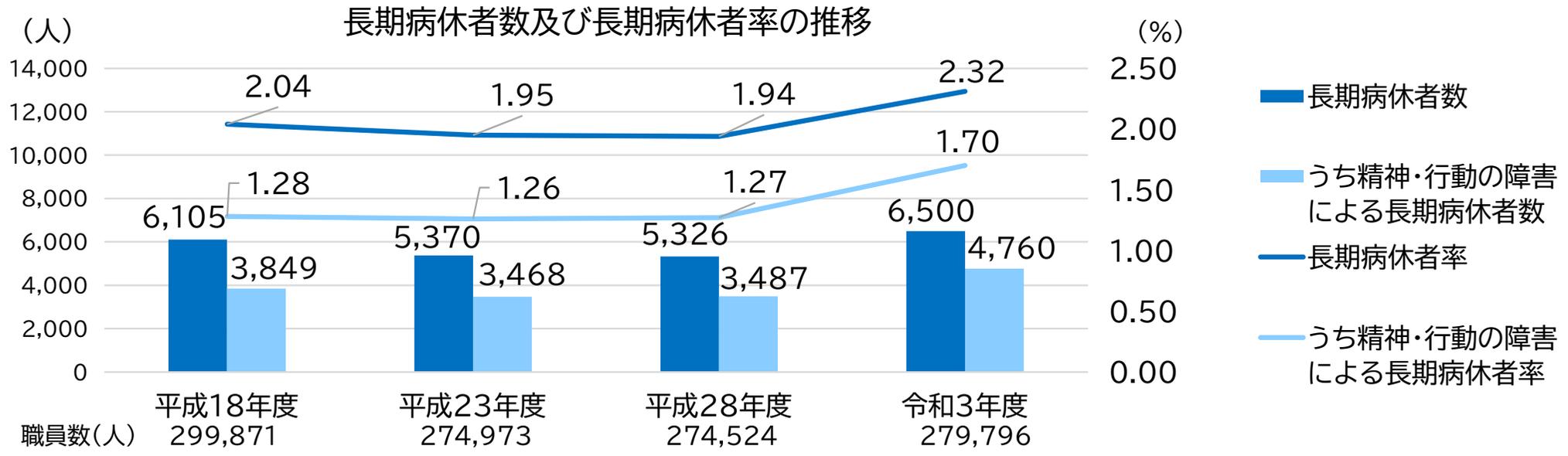
週1回以上午後10時から翌日の午前5時までの間における作業を必要とする業務

検査の項目:自覚症状等の検査(頭痛、胃腸障害等)、血圧の測定、尿の検査(糖及び蛋白)

当該業務を扱う主な府省:法務省(7,146人)、海上保安庁(4,794人)、気象庁(2,439人)

# 国家公務員における長期病休者〔全体〕の状況

- 引き続き1ヶ月以上の期間、病気休職等をしている職員(以下「長期病休者」という。)は、近年増加しており、全職員の2.32%を占める。
- 長期病休者となる理由として、「精神・行動の障害」が最多で、7割を超えている。



## <長期病休者の主な理由>

	平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度
第1位	精神・行動の障害 3849人(63.0%)	精神・行動の障害 3468人(64.6%)	精神・行動の障害 3487人(65.5%)	精神・行動の障害 4760人(73.2%)
第2位	新生物 604人(9.9%)	新生物 495人(9.2%)	新生物 515人(9.7%)	新生物 461人(7.1%)
第3位	循環器系の疾患 317人(5.2%)	循環器系の疾患 307人(5.7%)	循環器系の疾患 279人(5.2%)	循環器系の疾患 265人(4.1%)

※表中の比率(%)は長期病休者全体のうちの構成比

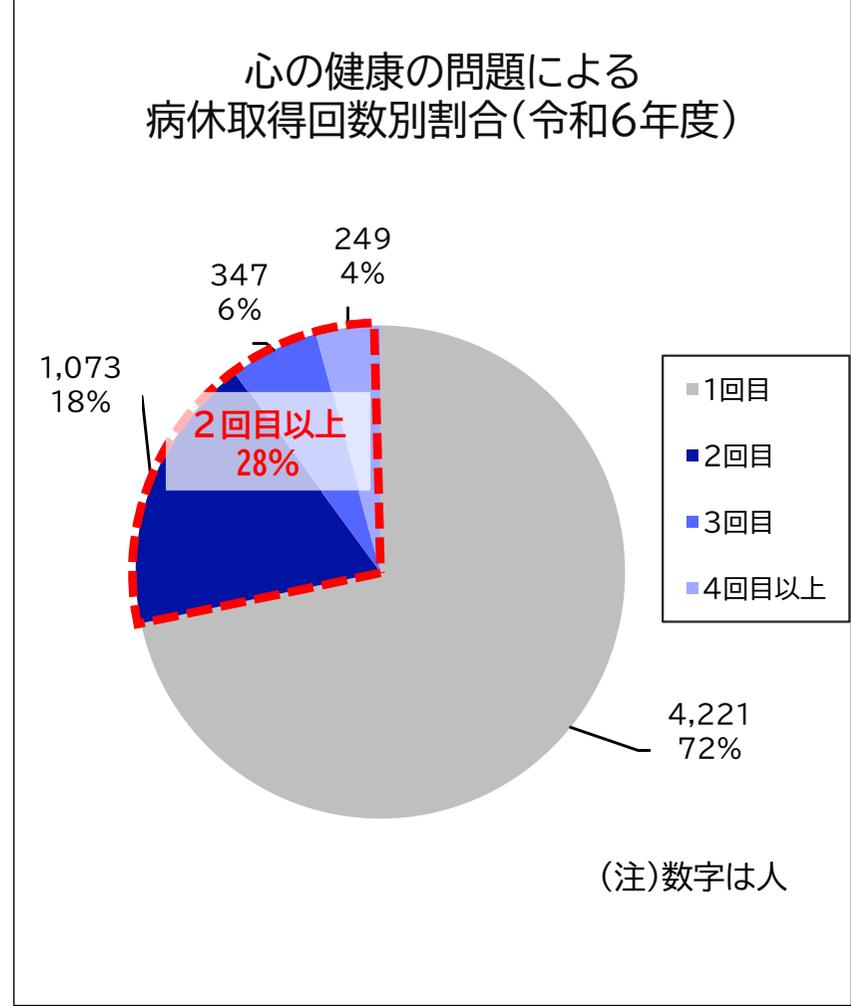
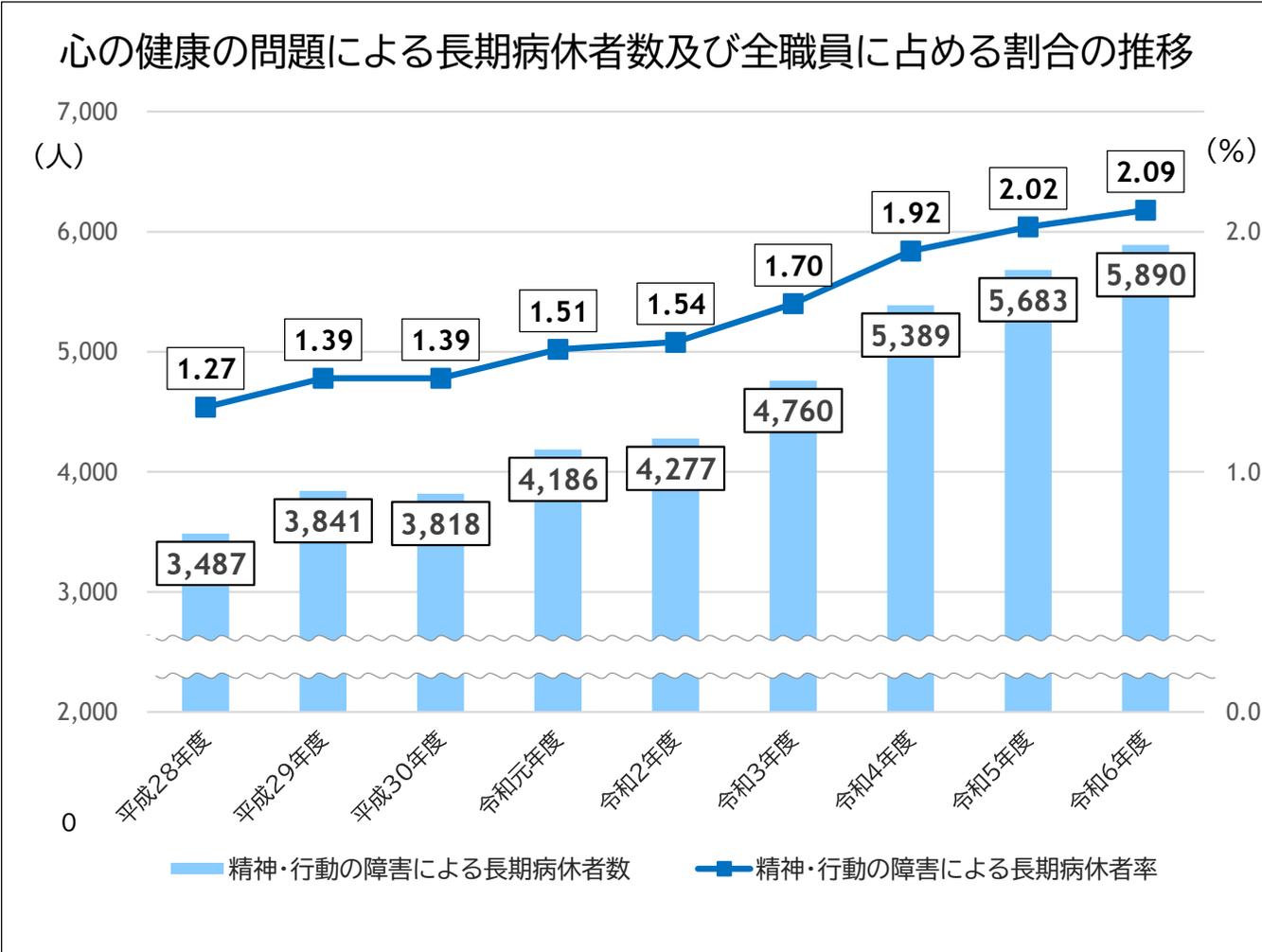
(出典)人事院「国家公務員長期病休者実態調査」(5年に一度実施、一般職の国家公務員を対象)

# 心の健康の問題による長期病休者の状況

令和7年11月7日  
心の健康づくり指導委員会  
資料より一部更新

- 心の健康の問題(※)による長期病休者は年々増加し、全職員の2.09%となっている。(左側のグラフ)
- 心の健康の問題による長期病休者のうち、約3割が2回目以上の者となっている。(右側のグラフ)

(※精神及び行動の障害)

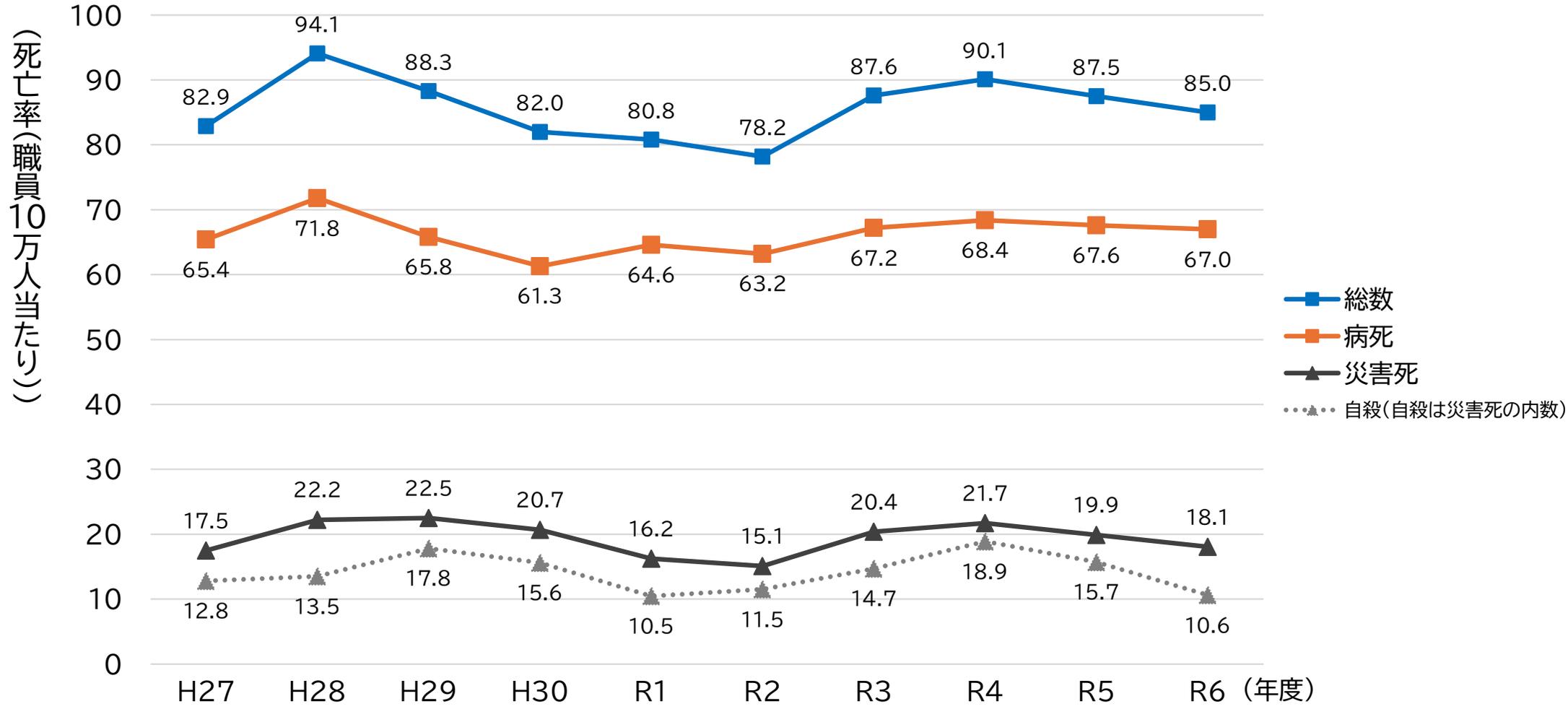


(出典) 人事院「国家公務員長期病休者実態調査」(5年に一度実施)及び人事院「精神及び行動の障害による長期病休者数調査」(「国家公務員長期病休者実態調査」を実施しない年度に実施)(いずれも、一般職の国家公務員を対象)

# 【死亡者の状況】死因別死亡率の推移

➤ 令和6年度の一般職の国家公務員の死因別死亡率(職員10万人当たり)は85.0であり、死因別にみると、病死67.0、災害死(不慮の事故、自殺等)18.1、災害死のうち「自殺」は10.6であった。

## 死因別死亡率の推移



(注)行政執行法人の職員、臨時的任用の職員、常勤労務者及び非常勤職員を除く。  
 出典:人事院「国家公務員死因調査」(3年に一度実施)及び人事院「国家公務員死亡者数等調査」(「国家公務員死因調査」を実施しない年度に実施)  
 (いずれも一般職の国家公務員を対象)

# 健康管理体制の整備充実

# 民間企業・地方公共団体等と国家公務員の職場(各府省)の健康管理体制の比較

- 民間企業・地方公共団体等に適用される労働安全衛生法が求める健康管理体制、各府省に求めている健康管理体制には相違がある。
- 過去の健康専門委員会議においても、産業医や保健師の配置・活用の充実を進めるべきではないかとの意見をいただいている。

	民間企業・地方公共団体等(安衛法)	各府省(人事院規則)
産業医	<p>50人以上規模の事業場で「<b>産業医</b>」の配置義務あり</p> <p>（医師であって<b>産業医資格を有する者</b>を、職場の規模や特性を踏まえて配置する義務あり）</p>	<p>「<b>健康管理医</b>」の配置義務あり</p> <p>（健康管理医には、<b>産業医資格を要件としていない</b> ・職場の規模や特性を踏まえた配置基準はない）</p>
保健師	<p>50人未満規模の事業場で、保健師(又は産業医等)の<b>配置努力義務あり</b></p>	<p><b>配置努力義務なし</b></p>

(参考)  
 <労働安全衛生法 第13条第2項>  
 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

<地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況及び心理的な負担の程度を把握するための検査の実施状況等について（令和2年1月17日総行安2号 総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長）>  
**全ての地方公共団体**において、これらの**安全衛生管理体制**※を有効に活用していただきますようお願いいたします。

# 令和7年度人事院勧告時報告

- 令和7年度人事院勧告時の「公務員人事管理に関する報告」において、次のとおり、健康管理体制の充実に向けた方策を検討する旨に言及した。

## (3) 職員のWell-beingの土台づくりのための取組(P.18～)

一人一人の職員が生き生きと働き、パフォーマンスを最大限に発揮できるよう、Well-beingの土台となる職場環境を整備していくことは、引き続き急務である。このため、本院は、勤務間のインターバル確保や職員の健康増進に向けた健康管理、近年民間企業などで取組が強化されているカスタマー・ハラスメントへの対策を進める。

### イ 職員の健康増進

心の健康問題による長期病休者の数は増加傾向にある。この状況に対応するため、本院は「心の健康問題による長期病休者の職場復帰のための職員向け手引き」及び「担当者向けマニュアル」を作成し、令和7年5月に各府省に提供した。手引き及びマニュアルでは、健康管理部門、管理監督者、健康管理医等の関係者の役割や連携方法等をまとめている。本院では、これらを活用しながら、各府省の健康管理部門・管理監督者等の対応能力の向上や関係者間の連携強化を促進する。

また、各府省においては産業医学に詳しい医師や保健師・看護師等の専門職の配置が十分ではないとの専門家からの指摘もあることから、これらの専門職の配置等を充実させる方策を検討する。

多様な職員が健康で活躍できる職場環境を整備するためには、職員の相談支援体制の充実も重要である。本院では、これまでの心の健康に関する相談窓口に加え、令和7年5月に女性の健康について産婦人科医や助産師に相談できる窓口を設置した。今後、これらの相談窓口の利用状況の検証等を進め、効果的な相談支援体制の構築に向けた検討を行う。

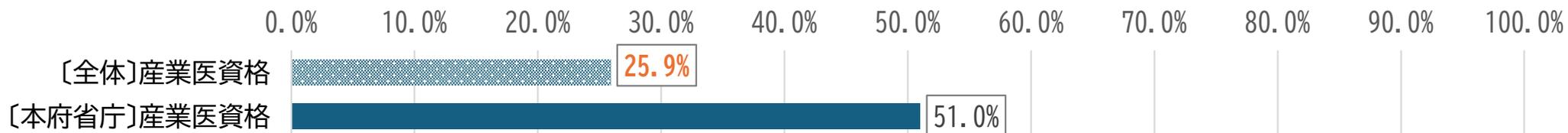
# 国家公務員の職場(各府省)の健康管理体制の現状

国家公務員の職場(各府省)では、

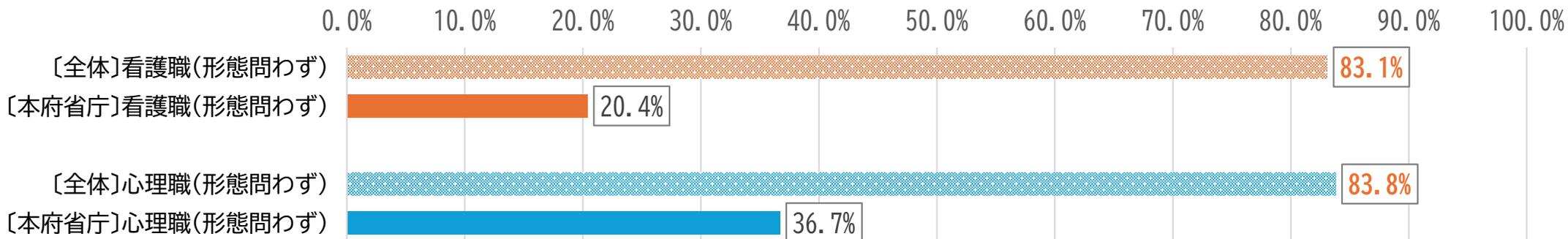
- 健康管理医を置く官署のうち、産業医資格を有する健康管理医がいる官署は**25.9%**
- 健康管理医を置く官署のうち、看護職を配置していない官署は**83.1%**
- 健康管理医を置く官署のうち、心理職を配置していない官署は**83.8%**

## 令和5年度の状況

### <健康管理医の専門分野>



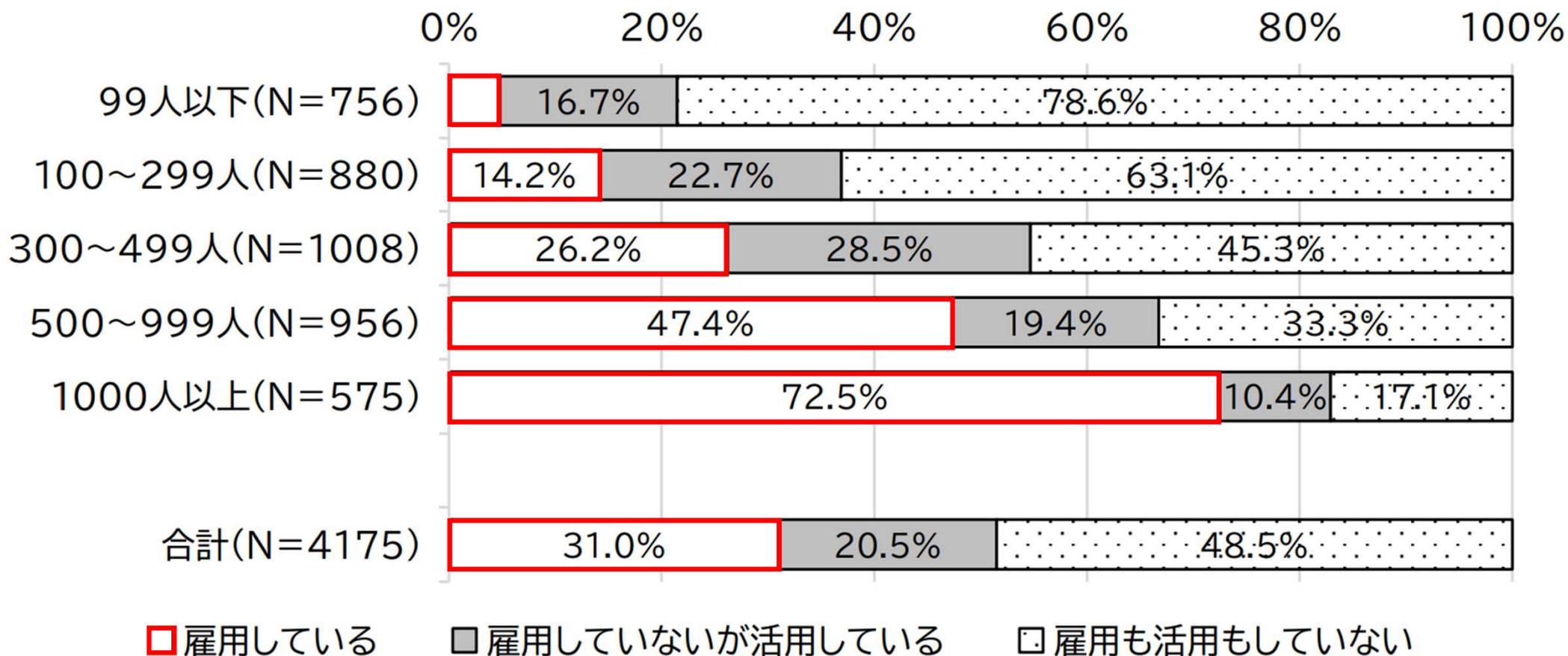
### <各専門職を配置していない割合>



(注)看護職:保健師、看護師等  
心理職:公認心理師、心理カウンセラー等

# <参考> 民間事業所における保健師等の活用状況

## 事業場規模別の産業保健師・看護師の有無



# 健康管理体制の整備充実に向けた取組(①職員の健康の保持増進のための各府省連絡会議)

職員の健康の保持増進のための各府省連絡会議において、

- 産業医資格を有する医師や保健師などの産業保健スタッフの配置など体制充実に取り組むよう人事院から各府省に対して説明
- 産業保健スタッフの配置状況等について健康管理担当者間の意見交換を実施
- 産業保健スタッフを対象とする意見交換会を実施

## 日時

令和7年10月3日(金)人事院8階大会議室 13時15分～17時15分

## 出席者

第1部 <会議参加者> 本府省健康管理担当者 25府省より計36名

<講評者> 三井化学株式会社 本社産業医 岡崎 浩子 氏  
産業医科大学 作業関連疾患予防学 非常勤助教 岩崎 明夫 氏

第2部 <会議参加者> 本府省産業保健スタッフ(健康管理医、保健師、看護師、心理職等) 14府省より計23名

<講評者> 三井化学株式会社 本社産業医 岡崎 浩子 氏



## 概要

次のテーマについて5～6名のグループで意見交換を行い、その後グループからの発表・全体討議・講評があった。

第1部 テーマ1: 各府省の産業保健スタッフの配置状況について

テーマ2: 長時間勤務者への面接指導の実施の徹底に向けた健康管理部門と各部局・課室との連携について

第2部 テーマ1: 各府省の長期病休者の状況や特徴について

テーマ2: 長時間勤務者への面接指導の実施状況について

## 参加者へのアンケート結果

- ・ 会議後にアンケートを実施し、アンケート回答者の約90%以上は、本連絡会を「非常に有意義」「有意義」と評価していた。
- ・ 一部の参加者からは、意見交換の時間が足りなかった、講評者の講評をもう少し聞きたかった、次回も同じ形式での開催を希望するといったご意見があった。

# 健康管理体制の整備充実に向けた取組(②予算事業)

➤ 令和7年度補正予算(約2,300万円)により「各府省における健康管理体制の整備充実に向けた調査研究業務」を行う。

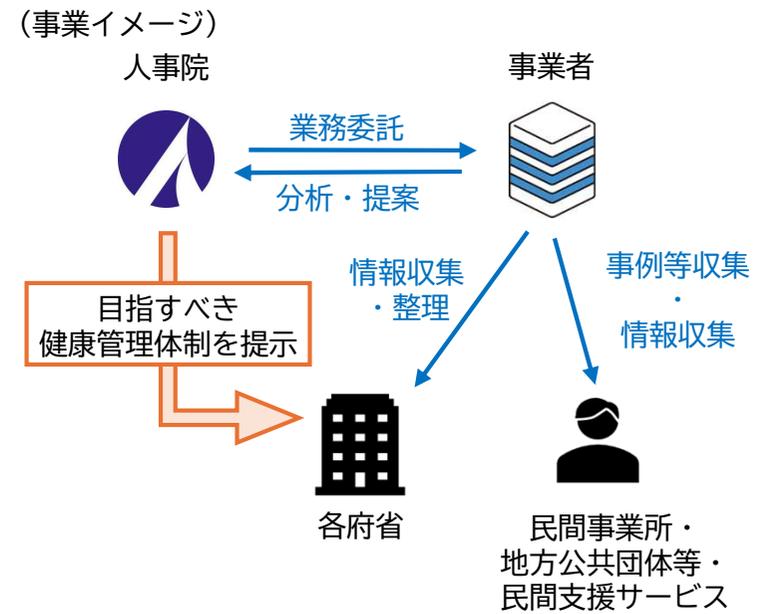
- 仕様等確定済・公募中
- R7年度内に事業者と契約・事業開始予定

➤ ①～③に係る調査研究(①には健康管理体制導入トライアルを含む。)を実施し、目指すべき健康管理体制を各府省に提案することで、各府省における健康管理体制の整備・充実を支援する。

- ① 各府省の健康管理体制の整備・充実に向けた情報収集・整理・分析・提案
- ② 各府省の人事担当職員の「心の健康づくり」対応能力向上支援
- ③ 職員の心身の健康に係る総合的な相談支援体制の構築

### 事業者を求める業務内容

1. 先行調査・研究結果の収集
2. 民間事業所・地方公共団体等の事例等収集(ヒアリングを含む。)
3. 民間支援サービスの情報収集(ヒアリングを含む。)
4. 分析・国家公務員の職場への提案
5. 健康管理体制導入トライアル(※)
6. 報告書の作成



※健康管理体制導入トライアル:3つ程度の官署で、健康管理体制や健康管理に係る業務内容等を整理・分析し、健康管理体制の整備・充実につながるよう、産業医や保健師などの産業保健スタッフの派遣を試行的に行う。また、衛生委員会を試行的に実施し導入支援を行う。

# 健康相談窓口の活用

# 国家公務員の職場における健康にかかる相談支援体制

- 健康に係る相談支援体制として、必要に応じて各府省が独自に職員の健康相談窓口を設置する取組を行っている。
- 多様な職員が健康で活躍できる職場環境を整備するためには、職員の相談支援体制の充実が重要であり、各府省の取組を補うものとして、人事院は次の3つの相談窓口を設置している。

①こころの健康相談室	各府省の職員、家族等が専門の医師や心理士に心の悩みを相談できる(人事院で直接相談員を委嘱)
②こころの健康にかかる職場復帰相談室	各府省の担当者らが心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師に相談できる(人事院で直接相談員を委嘱)
③女性の健康相談窓口	職員が女性の健康についてオンラインで産婦人科医や助産師に相談できる(令和7年5月から委託事業で実施)

### (参考)職員の心の健康づくりのための指針(平成16年3月30日勤務条件局長通知)

- 2 心の健康づくりの基本的考え方 (2) 心の健康づくりの体制  
職員の心の健康づくりは各省各庁の長が責任を持って推進し、人事院はその支援等を行う。
- 3 心の健康の保持増進  
(1) 各省各庁の長 ③職員及び家族に対し、心の健康に関する相談窓口を設置し、また職場外で活用できる相談窓口に関する情報の提供に努める。  
(5) 人事院 ⑤職員、家族、管理監督者等に対する心の健康づくり、職場の悩み等に関する相談窓口を設ける。

### (参考)女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

- (3)仕事と健康課題の両立の支援 ⑤働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進  
(前略)職員を対象とした健康相談窓口拡充に係る実証事業を実施しその周知を図るとともに、各府省における健康管理体制の整備充実を進める。

# 〔①こころの健康相談室〕 概要

- ✓ 本人の悩みに限らず、職員に関する家族からの相談、上司、同僚、健康管理担当者等からの相談に対応
- ✓ 全国10箇所に対面相談可能
- ✓ オンライン相談可能
- ✓ 匿名で相談可能
- ✓ 精神科医、公認心理師が相談員として対応
- ✓ 本院では2025年9月から予約システムを導入

## <相談実績> (以下は、年度、延べ件数)

2020		2021		2022		2023		2024	
					オン ライ ン		オン ライ ン		オン ライ ン
169	196	231	47	290	59	286	91		

# こころの健康相談室

最近ちょっと疲れていると  
感じていませんか

一人で悩まず相談してみませんか  
専門家があなたのお話を伺います

オンライン  
相談もできます。

- 対 象 者 一般職国家公務員とその家族、職場の上司・同僚等
- 相談内容等 職員本人の心の悩みに関する相談、職員に関する家族からの相談、上司、同僚、健康管理担当者等からの相談等。相談内容等の秘密は厳守します。相談は無料です。
- 相談方式 心の健康づくりの専門家との面談方式(対面又はオンライン)
- 相談日 毎月特定の日に開設しています。詳細は、本院又は地方事務局(所)へお問い合わせください。

<b>人事院職員福祉局職員福祉課健康班</b> <small>(東京都千代田区) ☎ 03-3581-5311(内2509)</small>	<b>人事院北海道事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(札幌市) ☎ 011-241-1249</small>
<b>人事院東北事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(仙台市) ☎ 022-221-2002</small>	<b>人事院関東事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(さいたま市) ☎ 048-740-2005</small>
<b>人事院中部事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(名古屋市) ☎ 052-961-6839</small>	<b>人事院近畿事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(大阪市) ☎ 06-4796-2181</small>
<b>人事院中国事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(広島市) ☎ 082-228-1182</small>	<b>人事院四国事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(高松市) ☎ 087-880-7441</small>
<b>人事院九州事務局 第一課公平勤務係</b> <small>(福岡市) ☎ 092-431-7732</small>	<b>人事院沖縄事務所 総務課相談室担当</b> <small>(那覇市) ☎ 098-834-8400</small>

リサイクル推進 ②  
このマークは、環境にやさしい  
リサイクルです。

人事院 こころの健康相談室 🔍 検索

スマホ、タブレット

人事院  
National Personnel Authority

## 〔②こころの健康に係る職場復帰相談室〕概要

各府省の健康管理者等からの依頼により、長期病休者の職場復帰、再発予防等に関し、専門的立場から助言、指導を行う。

### (具体的な相談内容)

- ① 精神及び行動の障害により治療中の職員との面談及び主治医からの情報収集、意見交換
- ② 精神及び行動の障害による長期病休者の職場復帰の適否、復帰の時期及び復帰後の対応について、健康管理者等への助言

- 人事院において精神科医を確保し、各府省がその医師を健康管理医として相談
- 相談方法は対面
- 本院、各地方事務局（所）に設置

### <相談実績>

2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度
129件	120件	146件	152件	146件

# 〔③女性の健康相談窓口〕 概要

- 設置経緯  
女性職員が自身の健康に関する不安や悩みを解消し、安心して職務に精励できるよう支援することは重要であることから、女性特有の健康課題について相談できる体制の整備するため、令和7年度に人事院として、各府省に在籍する職員を対象に、職員が医師等に女性の健康について相談できる相談窓口を試行的に設置した。(R7.5.23運用開始)
- 相談業務の実施・運営を民間企業に委託。
- 令和8年度も相談窓口の試行を継続予定(企画案の募集中)

## <相談方法(令和7年度)>

各府省の職員が下記相談方法のサービスを利用することで、産婦人科医又は助産師に相談することができる。(対面による相談はない)

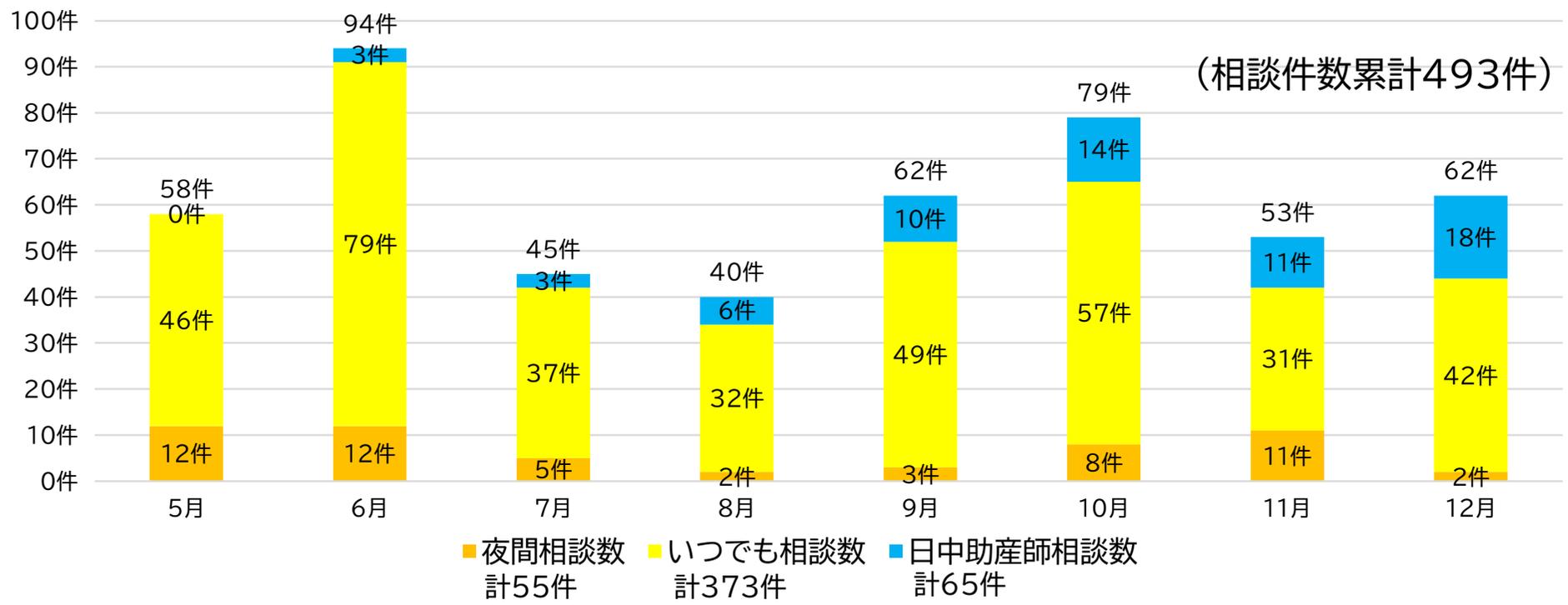
<p>1.いつでも相談</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 毎日24時間、質問を受付</li><li>● 原則24時間以内に医師/助産師より回答送付</li></ul> 	<p>2.夜間相談</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 平日18時～22時(1枠10分の予約制)</li><li>● LINEチャットや動画通話に対応</li><li>● 相談開始の15分前まで予約可</li></ul> 	<p>3.日中助産師相談</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 月・水・金13時～17時</li><li>● 予約なしで助産師とLINEのメッセージチャットが可能</li></ul> 
--	---	--

※仕様書では、産婦人科医又は助産師に対して、次の2つの相談ができることを求めている  
(1) ビデオ通話及び音声通話を通じて相談  
(2) メッセージチャット等を通じて相談

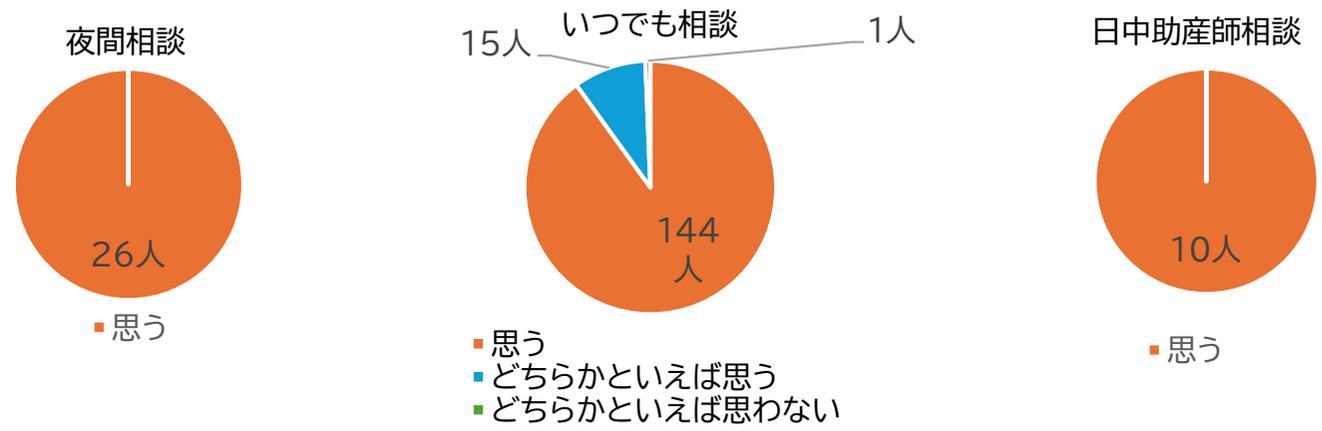
# 〔女性の健康相談窓口〕 利用実績

令和7年度からの  
新規事業

○利用実績(令和7年5月23日の運用開始から12月31日までの利用件数を集計)



○再利用意向調査(令和7年5月23日の運用開始から12月31日までの利用後アンケートを集計)



利用者に対して利用後にアンケートを実施して回答があったものに限る。  
 回答率:夜間相談47.3%(26/55)、いつでも相談42.9%(160/373)、日中助産師相談15.4%(10/65)